

所有者不明容器（放置容器を含む）の取扱指針

1. 制定目的

行政機関等から放置されているL Pガス容器の処理を依頼された時の取扱手順を定め、法令基準に則った安全かつ確実な処理を行うことを目的とする。

2. 適用範囲

本取扱指針は、L Pガス用の所有者不明容器（放置容器を含む）（以下「放置容器」という）についての取扱指針である。

3. 放置容器の取扱指針

3. 1 放置容器発生時の措置

- (1) L Pガス事業者は、都道府県高圧ガス担当課、警察署、消防署（以下「行政機関」という）及びL Pガス関係団体等（以下「関係団体」という）から放置容器の処理について要請があった場合、別図に示す手順に従い、放置容器の状況、容器の形状、塗色、表示、刻印などを調査し、L Pガスの放置容器であることを確認する。
万一、L Pガス以外の容器の場合は、その時点で現地調査を終了し、その旨要請のあった行政機関及び関係団体に別表により報告する。
- (2) L Pガス事業者は、放置容器発見者等から直接放置容器の処理について要請があった場合は、行政機関及び関係団体に連絡し、指示を仰いだ上、現地調査等を行うこととする。

3. 2 放置容器の外観調査

当該放置容器の内容物がL Pガスであることが判別したときは、次の項目についての外調査を行い、次項以下の処置をする。

- (1) 所有者の表示の有無
- (2) 腐食状況（鋼製容器）
- (3) ケーシングの破損、ケーシングに覆われていない部分の損傷（FRP容器）
- (4) 容器の種類（10kg、20kg等の別）
- (5) 製造国名、刻印

3. 3 所有者判別容器

容器所有者を示す表示、登録記号番号等により所有者が判明した場合は、当該所有者に引取りを要請する。

3. 4 所有者不明容器

- (1) 外面腐食の軽微な鋼製容器はL Pガス事業者の保管場所又は行政機関及び関係団体が指定した放置容器保管場所へ移動し保管する。
- (2) 腐食が著しく移動が困難な鋼製容器は発見場所付近のより安全と思われる仮保管場所で4. 2に掲げる手順により措置すること。
- (3) ケーシング部の破損、ケーシングに覆われていない部分の損傷が軽微なF R P容器は、L Pガス事業者の保管場所又は行政機関及び関係団体が指定した放置容器保管場所へ移動し保管する。
- (4) ケーシング部の破損、ケーシングに覆われていない部分の損傷が著しく、移動が困難なF R P容器は、発見場所付近のより安全と思われる仮保管場所で4. 2に掲げる手順により措置すること。
尚、移動する場合は損傷を生じないようにクッション等の緩衝剤で保護する等により、予め連絡した仮保管場所へ移動し処理することが望ましい。

4. 放置容器の処理

4. 1 処理手順

- (1) 容器回収後再度外観調査を行う。
- (2) 後述の「放置容器処理手順」の※1のL Pガス事業者は、警察署に「遺失物取得届」を提出する。

4. 2 腐食が著しく移動が困難な鋼製容器と損傷が著しく移動が困難なF R P容器の処理

移動が困難で仮保管している容器は、内容物の早期処理及び空容器の処分を行う。

4. 3 残ガスの処理

残ガスの処理は、液化石油ガス保安規則第60条の廃棄に係る技術上の基準に準じて廃棄する。

4. 4 容器のくず化

捨得届提出後所定の保管期間（6ヶ月と14日）を経過しても所有者が不明で所有権が届出者に移った残ガス処理済の容器はくず化するものとする。

5. 制定日

本指針の制定日は、2000年7月1日とする。

6. 改訂日

本指針の第1回改訂：2008年11月26日

第1回改訂：2015年11月6日

7. 施行日

本指針の施行日は、2015年11月20日とする。

別 表

放置容器調査票並びに報告書

行政機関並びに関係団体 各位

調査日 年 月 日

調査者名 ()

事業者名 ()

電話番号 ()

〈放置容器の状況〉

(1) 発券日 年 月 日

(2) 発見場所 (住所等)

(3) 容器の種類 鋼製容器 () k g 容器

FRP容器 () k g 容器

その他容器 () k g 容器

(4) 容器の表示

・容器の塗色： ねずみ色 その他 ()

・ガスの名称： LPガス又は液化石油ガス その他ガス () 無し

・容器の所有者名等： 有り 無し

氏名又は名称

住 所

電話番号

・充てん期限 有り (年 月) 無し

(5) 容器の記号番号

(6) 外観状況

①通常で状況で塗色もまだ一部にある。(鋼製容器)

②やや腐食しており、一部に鱗状の錆が発生している。(鋼製容器)

③前面に鱗状の錆が発生している。(鋼製容器)

④腐食がひどく、運搬すると破損するおそれがある。(鋼製容器)

⑤ケーシングの破損、ケーシングに覆われていない部分の損傷が軽微 (FRP容器)

⑥ケーシングの破損、ケーシングに覆われていない部分の損傷がひどく、運搬すると破損するおそれがある。(FRP容器)

⑦その他 ()

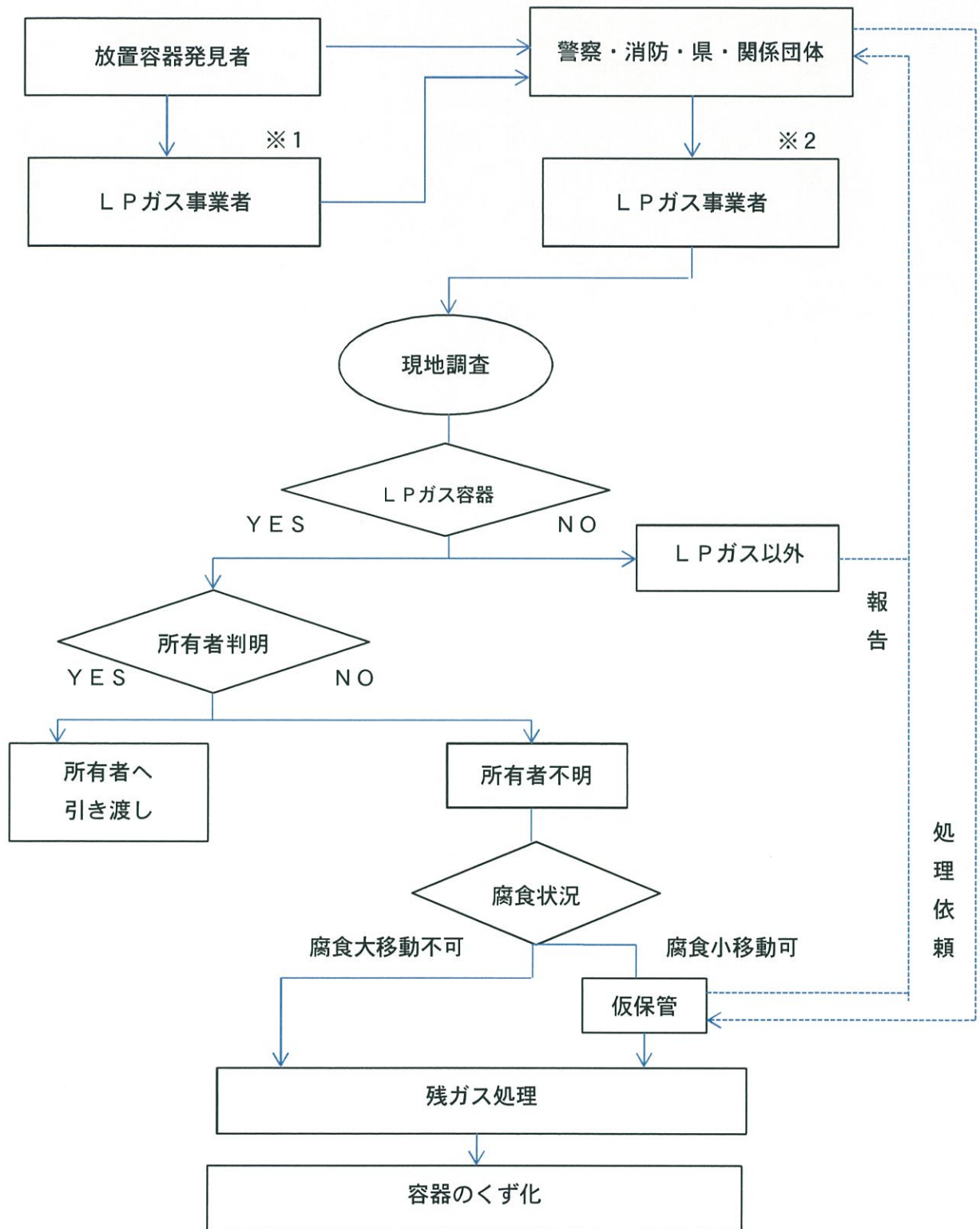
(7) 保管場所 (所有者不明の場合のみ)

所在地

名 称

電話番号

別図：放置容器処理手順



※1 LPガス事業者とは、LPガスに携わる全ての事業者をいい、例えば、卸売、小売事業者等をいう。

※2 関係団体等から要請のあったLPガス事業者

参考

本基準は、高圧ガス保安法、遺失物法の規制をベースとして作成したが、遺失物法では6ヶ月と14日の保管期間が定められている。所有者不明容器は速やかに処理することが大切である。阪神・淡路大震災等でも全国から送られた被災者が使用した容器は、所有権の放棄を行い、スムーズに処理されたことから、所有者不明容器についても所有権の放棄を行うことで、その処置がスムーズに行うことができるので、各都道府県LPガス協会単位で実施していただき、全国に普及することが望まれる。